



Title	国際的な銀行の破綻処理を巡る抵触法上の諸問題
Author(s)	嶋, 拓哉
Citation	北大法学論集, 68(5), 272[1]-249[24]
Issue Date	2018-01-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68230
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol68no5_04.pdf



国際的な銀行の破綻処理を巡る 抵触法上の諸問題

嶋 拓 哉

1. 問題意識

サブプライム・ローンの問題に端を発し世界的な規模で金融不安が発生したが、金融不安を誘発する最たる事象は銀行倒産である。銀行倒産はその債権者である預金者の不安心理を掻き立て、延いては金融システム全体への信認の低下という事態を引き起こす恐れがある¹。

銀行倒産で問題となるのはその国際的性格である。国際化の進展は単に金融取引の国際化に止まらず、金融取引の主体である銀行組織の国際化をも意味する²。銀行は本国以外にも支店や現地法人等の拠点を保有しているが、ある銀行が経営破綻した場合、その処理は本国で実施されるだけでなく、その銀行が本国以外に支店や現地法人を有する場合には、別途その所在地国においても並行的に処理手続が進められる可能性が高いと考えられる。また、本国の破綻処理手続において支店所在地国で選任された管財人を法的にどのように評価し取扱うかという問題もあるし、本国において命じられた銀行債務の減免措置や支払停止措置がその他の国において如何なる効力を有するのかといった問題も生じ得る。ま

¹ R.Cranston, Principles of Banking Law, 2nd ed. (Oxford Univ. Pr., 2002), 66-67.

² E.Roussakis (ed.), International Banking: Principles and Practices (Praeger, 1983); R.Pecchioli, The Internationalisation of Banking: The Policy Issues (OECD, 1983).

た、外国所在の支店に対する債権者が本国の破綻処理手続に参加しようとする場合に、これをどう取扱うべきかという問題も生じる。このように銀行破綻の局面においては、その組織構成の国際化を反映して、国際企業倒産における渉外的問題が原則としてそのまま妥当する側面があると言えるだろう³。

他方において、銀行の経営は一国の金融システムの信認という、いわば信用創造の根幹に関わる問題であって、各国における重要な政策関心事項でもある。銀行組織の国際化が進展している現在においても、銀行に対する規制・監督は各国単位で制定される実定法に基づき実施されているのが実情であろう。銀行倒産が金融システムの信認の維持という問題に直結する以上、各国当局は銀行破綻処理手続のあり方に重大な関心を払わざるを得ず、何らかの形でこれに関与することを通じて、一銀行の破綻という事態が自国の金融システム全体に対する信認低下に繋がらないよう努める必要がある⁴。銀行破綻処理が銀行規制・監督と表裏一体になっている側面がある以上、銀行規制・監督にかかる各国の法的な枠組みが国際的な銀行の破綻処理に及ぼす影響も考慮する必要があると考えるべきであろう。

かくして、銀行破綻には、企業の倒産という側面と当局による規制・監督という側面とが混在する⁵が、実際にこのことが様々に厄介な問題を生ぜしめることになる。国際倒産法の領域では、今や普及主義的な見解に沿った新たな法制を整備するのが世界的な潮流であり、国際的な銀行について世界規模で単一の破綻処理手続に拠ることが債権者平等の観点等から理念的に望ましいことは確かではある。しかしながら他方で、それに従えば、支店所在地国当局は、外銀の自国所在の支店が自国の金融システムに組み込まれているにも拘わらず、その支店の破綻処理一切

³ Jens-Hinrich Binder, *Bankeninsolvenzen im Spannungsfeld zwischen Bankaufsichts- und Insolvenzrecht* (Duncker&Humblot, 2005), 677.

⁴ P.R.Wood, *Principles of International Insolvency*, 2nd ed. (Sweet&Maxwell, 2007), § 24-001ff.

⁵ Binder, *supra* note 3, 680ff; B. Wessels (ed.), *Cross-Border Insolvency Law* (Kluwer Law International, 2007), 280.

を本国の金融当局に委ねることを強えられることになる。支店所在地国としては、自国内の金融システムへの信認を維持するために、当該支店に対して様々な規制を課しコストを払って監督を実施してきたにも拘わらず、その銀行の破綻処理一切を本国の金融当局に委ねるとなれば、その処理過程の中で、支店所在地国当局による、これら自国金融システムに関する政策考慮が顧みられず、それまで講じてきた様々な政策的措置が水泡に帰す惧れに直面しかねないのである。一企業の破綻処理でありながら、それは同時に一国のプルーデンス政策の観点から一定の制約を受けざるを得ないという意味で、銀行倒産事象は複雑な様相を呈する。本稿では、国際的な銀行倒産が持つ二つの側面——私企業の経営破綻時における当事者の利害関係の調整・適正な期待の保護と、金融システムへの信任維持を目的とする国家レベルでの政策的関心——に焦点を当てながら、抵触法上の諸問題を検討することを主眼に据えてみたい。

2. 銀行破綻処理の特徴

議論の前提として、次のとおり、まずは銀行破綻処理の特徴を四つ挙げておく。すなわち、(1) public policy の重視、(2) 監督当局の関与、(3) 預金保険機構の重要性、(4) 倒産以外の処理手続の整備、である。

(1) public policy の重視

銀行破綻処理における政策的重心は、「金融仲介機能の維持・確保」にある。例えば、2014年10月15日付で金融安定化委員会 (Financial Stability Board) が公表した Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions (以下、「Key Attributes 2014」という) では、銀行破綻処理の実効性を確保する目的を、「深刻な金融システムの崩壊や租税負担者に損失を被らせることなく、他方で枢要な経済機能を確保すること」に求めている⁶。また、銀行破綻処理法制の重要な

⁶ FSB, Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions, 15 October 2014, at p.3. わが国でも、平成11年12月21日付の金融審議会答申「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方

目的の一つとして預金者保護が唱えられ、預金保険制度を整備すること等により、預金取付けの発生回避を通じて金融システムの維持という公的要請の充足に貢献することが目標とされている⁷。このような public policy 重視の姿勢は、銀行が預金債務という極めて流動性の高い債務を負う一方で、金融政策を各国域内の経済活動に伝達するためのルートを構築し、また経済活動に不可欠な金融サービスを展開しているとの認識⁸に基づくものである⁹。

一般事業法人の倒産手続においては、債権者を公平・平等の観点から扱うという債権者平等の理念に重点が置かれている¹⁰が、他方、銀行破綻処理手続では、上記のような政策的考慮に基づく公的要請の下に、かかる理念に一定の修正が加えられることがある。

(2) 監督当局の関与

銀行の破綻処理を行うに当たっては、当該破綻の影響を最小限に抑えるためにも、その処理開始のタイミングが重要である。すなわち、回復の見込みがない銀行については、債務超過の程度が小さい段階で早期に処理を行うことにより、預金者をはじめとする債権者の損失を最小限に

について」において、「破綻銀行の有していた決済や融資等の金融機能を維持するなど破綻に伴う混乱を最小限に止めることが重要」との意見が示されている（同答申3頁）が、同旨である。

⁷ 伊藤眞「金融機関の倒産処理法制」・高木新二郎＝伊藤眞編集代表『講座 倒産の法システム〔第4巻〕』（日本評論社、2006年）256-257頁。

⁸ 例えば、G. Moss QC/B. Wessels/M. Haentjens (ed.), EU Banking and Insurance Insolvency, 2nd ed. (Oxford Univ. Pr., 2017), § 1.07f.

⁹ 預金保険制度により一定額以下の預金の払戻しを一律に行うことは、預金取付けの発生回避を通じて、金融システムの維持という公的要請にも適うものと考えられている。J.R.LaBrosse/D.G.Mayes, Promoting Financial Stability through Effective Depositor Protection: The Case for Explicit Limited Deposit Insurance, in A.Campbell=J.R.LaBrosse=D.G.Mayes=D.Singh (ed.), Deposit Insurance (Palgrave Macmillan, 2007), 1ff; 嶋拓哉「セーフティ・ネットに関する国際倒産法上の一考察・1－国際的な法の相克下における預金保険制度の在り方を中心に－」貿易と関税1995年6月号65-66頁。

¹⁰ 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』（有斐閣、2014年）20頁以下。

止めることが重要であるとされている¹¹。このための準備行為としては、①銀行の経営状況や資産内容等の情報を随時把握しておくこと、②ペイオフの実施に備えて、破綻銀行における預金者の名寄せを行うこと等が考えられるが、こうした情報を容易に入手できるのは、言うまでもなく監督当局に他ならない¹²。従って、主要国では監督当局に銀行破綻処理のトリガーを引き、その処理全体をコントロールするための権限が与えられていることが通常である。Key Attributes 2014でも、監督当局には、管財人の指名に始まり、破綻処理の手続全体を司るために必要な権限が広範に認められている¹³。

(3) 預金保険機構の重要性

銀行破綻処理手続においては、監督当局と並んで、預金保険機構にも非常に重要な役割が与えられている。第一に、預金保険機構はペイオフや資金援助を通じて預金者の保護を図る主体であるから、銀行の破綻処理においてその存在は不可欠である。第二に、破綻銀行の金融機能の維持、延いては金融システムへの信認確保のためには、破綻処理を迅速に行うことが要求されるが、預金保険機構が管財人を兼ねて、破綻処理に伴う様々な権限と事務を集中的に管理・実行することにより、そうした

¹¹ 前掲(注6)金融審議会答申3頁。

¹² 伊藤・前掲(注7)262頁。

¹³ FSB, supra note 6, at p.5ff. なお、銀行の破綻処理手続においては、迅速性が重視されることは勿論であるが、併せて透明性、正確性、妥当性も求められる(吉井敦子「金融機関の破綻処理と株主代表訴訟の帰趨(2)－金融機関のガバナンスの観点からの検討－」大阪市立大学法学雑誌54巻4号52頁以下(2008年))。合併・営業譲渡の適格性の認定や金融危機への対応措置の実施に当たっては、監督官庁を中心として処理が進められるが、その過程において社会的な議論が生じるとすれば各措置の妥当性についてであろうと考えられる。例えば、足利銀行の特別危機管理(第三号措置)の実施に際しては、地元の栃木県が自己資本充実のために預金保険機構が実施する株式等の引受け(第一号措置)を要望し、特別危機管理の実施に対して疑問を呈する意見表明を行ったことがあるほか、営業譲渡先の選定を巡っても社会的に議論が生じたことは好例である。こうした妥当性の確認を行うのもまた第一義的には監督官庁の役割であると考えられる。

目的の達成が容易になる。破綻処理を迅速に行うという観点から、一連の手續を一元的に実施する機関として、預金保険機構が位置付けられる場合が多いと思われる¹⁴。第三に、現行の銀行破綻処理法制においては、最小コスト原則という制約はあるものの、破綻銀行における金融機能の継続が図られるという点において、ペイオフよりも資金援助方式を優先することが基本とされている。わが国においても資金援助の実施主体は預金保険機構であるが、同機構は銀行その他の者からの借入れ、機構債の発行によりその原資調達を行うこととされている¹⁵。

(4) 倒産以外の処理手續の整備

事業法人の破綻処理では一般的な倒産法制が適用されるに止まるが、銀行の破綻処理に当たっては、一般的な倒産法制とは別に、特別な法制を整備するのが主流になりつつある。米国、欧州連合¹⁶のみならず、近時では英国も銀行のために特別な破綻処理法制を創設するに至っている¹⁷。わが国では、銀行に対して金融機関等の更生手續の特例等に関する

¹⁴ 例えば、米国の連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation) はこの代表例である。詳細については、嶋拓哉「セーフティ・ネットに関する国際倒産法上の一考察・2－国際的な法の相克下における預金保険制度の在り方を中心に－」貿易と関税1995年7月号78-81頁を参照。

¹⁵ 預金保険法42条1項。

¹⁶ 欧州連合では、一般的な倒産法制として、EU 倒産規則 (Council Regulation (EC) No 1346/2000 of 29 May 2000 on insolvency proceedings, OJ L160/1 [2000]) が制定されていたが、その後、銀行のための特別な破綻処理法制が別途の指令として定められた (これを「EU 銀行倒産指令」という。Directive 2001/24/EC of the European Parliament and of the Council of 4 April 2001 on the reorganisation and winding up of credit institutions, OJ L125/15 [2001])。なお、EU 倒産規則については、Regulation (EU) 2015/848 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2015 on insolvency proceedings (recast), OJ L141/19 [2015] が2017年6月26日付で発効し、その内容が改訂されている。

¹⁷ 英国では、2007年秋のノーザン・ロック (Northern Rock) 銀行の破綻を受けて、当座の対処のために Banking (Special Provisions) Act 2008が制定され、財務省に対して破綻銀行を公的管理に移行するための権限等を付与した。その

る法律（以下、「更生特例法」という）に拠る処理が予定されているが、これと並行して、預金保険法に基づく銀行特有の処理手続も用意されている¹⁸。前者（更生特例法）では、破産申立権が監督官庁にも認められるなど銀行に特別な規定を設け、一般的な破産法等のルールを一部修正しているものの、破産宣告の権限は裁判所に留保されている。従って、司法当局の関与・判断による手続の決定・管理が維持されている限りにおいて、一般事業法人の倒産手続に相当するものと考えられる。他方で、後者（預金保険法）においては、行政府の判断に基づき、預金保険機構による破綻銀行への資金援助、預金保険機構による破綻銀行の一部または全株式取得、ブリッジバンクの設立とその後の合併、事業譲渡等を実施することが想定されており、その手続において司法当局の判断が介在する余地は基本的にはない。

3. 国際的な銀行の破綻処理のあり方

（1）概論

主要国では、UNCITRAL 国際倒産モデル法（UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency）を参考に国内法が整備されたが、このモデル法では、各国の意向に応じて金融機関が適用対象から除外され得る旨の規定が設けられている¹⁹。米国では、2005年に制定された連邦破産法第15章において UNCITRAL 国際倒産モデル法を採用した²⁰が、その中では金融機関が適用対象外であることが明文の規定を以て示されてい

後、こうした枠組みをさらに徹底させ普遍的な形で構築する目的で2009年銀行法（Banking Act 2009）が制定され、銀行のための特別な破綻処理法制を整備するに至った。

¹⁸ わが国の銀行破綻処理法制の詳細に関しては、嶋拓哉「銀行倒産における国際倒産法的規律」金融庁金融研究研修センター『FSA リサーチ・レビュー第6号』（2010年）115-122頁を参照。

¹⁹ UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency Article 1 (2).

²⁰ Hon E. S. Stong, United States: Bankruptcy and Insolvency Law and Policy, in J. R. Silkenat/C. D. Schmerler (ed.), The Law of International Insolvencies and Debt Restructurings (Oceana, 2006), 423f.

る²¹。また英国でも、2006年の Cross-Border Insolvency Regulations において同モデル法を採用したが、解釈論として金融機関を適用除外とする見解が有力に提唱されている²²。さらに欧州連合に目を転じれば、UNCITRAL 国際倒産モデル法を参照しつつ、2000年5月に EU 倒産規則が制定された（なお、2017年6月にその改訂版〔Recast〕が発効していることについては、脚注16を参照）が、ここでも同じく金融機関は適用除外の扱いとされている²³。しかしながら、わが国の外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（以下、「外国倒産承認援助法」という）は UNCITRAL 国際倒産モデル法を参考に制定されたにも拘わらず、金融機関の適用除外を明示的に規定しておらず、金融機関であっても外国倒産承認援助法の適用の可能性はアプリアリには否定されないと考えるべきであろう。

また、わが国の学説では、外国倒産承認援助法とは別に、従前より国際民訴法上の承認ルートが提唱されてきた²⁴。民訴法118条は外国判決の内国効力承認を規定するが、広く外国当局による国家行為の効力を同条

²¹ 11 U.S.C.S. § 1501 (c).

²² 但し英国では、Cross-Border Insolvency Regulations 2006が金融機関に適用されるか否かを巡り見解の相違があると思われる。適用肯定説として、L. C. Ho (ed.), Cross-Border Insolvency (Global Business, 2009), 102 [L. C. Ho] 等がある。他方、適用否定説として、S. Paterson/R. Zakrzewski (ed.), The Law of International Finance, 2nd ed. (Oxford Univ. Pr., 2017), § 5.6.1.5 [S. Paterson]; Meyer Brown, Overview of the English Legal Framework for Cross Border Insolvency (2012, https://www.mayerbrown.com/public_docs/Overview_English_Legal_Framework.pdf#search=%272006+Crossborder+Insolvency+regulations%27) 等がある。

²³ EU 倒産規則 1 条 2 項。

²⁴ この点については、森下哲朗「抵触法における準拠法選択アプローチと外国国家行為承認アプローチとの交錯－財産法分野における幾つかの事例を題材に－」国際法外交雑誌115巻4号406頁以下（2017年〔特に412-417頁〕）において、詳細な説明がなされている。また、横溝大「外国国有化・収用措置の我が国における効果」法学協会雑誌113巻2号224頁以下（1996年〔特に325頁以下〕）、同「抵触法における準拠法選択と外国国家行為承認との関係について」国際法外交雑誌116巻1号29頁以下（2017年）も参照。

所定の要件のもとで自動承認するという考え方が不文の一般法理として主張されてきたのである。裁判実務においては、スイスで選任された同国法人 A の管財人 X が A に帰属するわが国商標権に対する債権者 Y の仮差押えについて、X の名で解放金を積み執行取消しを求め得るとした東京高裁昭和56年決定²⁵、ノルウェー法人 B の管財人 X が、B が株主を務める日本法人 Y の株主総会決議の取消しを求めたのに対して、ノルウェー破産法を参照して X の原告適格を認めた東京地裁平成3年判決²⁶などがあり、これら下級審裁判例について、国際民訴法上の承認ルートを示唆したものと解する余地もある。しかしながら、判旨を読む限りは、いずれの裁判例も国際民訴法上の承認ルートを正面から肯定しているわけではなく、この点には特に留意が必要である²⁷。なお、ドイツではこうした議論が学説でも有力に提唱され、裁判実務でも取り入れられている²⁸ほか、英国ではコモンロー上の議論として、裁判所は外国の倒産手続の効力を承認し、これとの間で实际的な協力を行う権限があると考えられている²⁹。

²⁵ 東京高決昭和56年1月30日下民集32巻1-4号10頁。

²⁶ 東京地判平成3年9月26日判時1422号128頁。

²⁷ 石黒一憲先生は、東京高裁昭和56年決定に関連して「本決定はスイスの倒産法上の規定をリファーしているが、それではいかなる理論上のルートで、スイス破産手続が我国において、承認されているのか。この重要な問題が不明確なのである」と論じ、また「この点での問題は、本決定につづく東京地判平成3年9月26日判時1422号128頁において、さらに増幅されることになってしまった」とも指摘するなど、こうした裁判実務の曖昧な態度を明快に指摘しておられる（石黒一憲『国際民事訴訟法』（新世社、1996年）297頁）。

²⁸ I. F. Fletcher (ed.), *Cross-Border Insolvency: National and Comparative Studies* (J. C. B. Mohr, 1992), 114ff [H. Hanisch].

²⁹ S. Paterson/R. Zakrzewski (ed.), *supra* note 22, § 5.3.3 [S. Paterson]. もっとも、英国内に所在する債務者の財産を外国倒産手続の管財人に手渡す場合には、内国債権者保護の要請等を踏まえ、その前提として、外国倒産手続において世界規模での債務者財産のプーリングがなされること、および英国の一般債権者も含めてすべての債権者がそこから平等な配当扱いを受けられること、といった要件の充足を厳格に確認する必要がある（*Re Bank of Credit and Commerce International SA* (No.10) [1997] Ch 213, at 246）。

(2) 外国倒産承認援助法

まず外国倒産承認援助法において承認の対象とされているのは、「外国倒産処理手続」、すなわち外国倒産承認援助法2条1項1号の規定によれば、「外国で申し立てられた手続で、破産手続、再生手続、更生手続または特別清算手続に相当するもの」である³⁰。同法が参考にしたUNCITRAL 国際倒産モデル法では、各国の判断に沿って銀行や保険会社といった債務者類型を適用除外とする余地を認めている³¹が、外国倒産承認援助法においてこうした適用除外規定が設けられていないことは、既述のとおりである(3.(1)を参照)。これを根拠に、わが国の学説では、銀行破綻処理手続について外国倒産承認援助法上の承認対象性を肯定する見解が有力に提唱されている。

例えば、山本和彦先生は、「外国倒産処理手続」との競合・調整が問題となる「国内倒産処理手続」の具体的内容を巡って、「更生特例法に基づく銀行等預金取扱金融機関、証券会社、保険会社の破産・再生・更生手続は当然に含まれるが、預金保険法や保険業法等に基づく措置(金融整理管財人による管理、保険管理人による管理等)はこれには含まれない」³²とし、他方で、承認対象である「外国倒産処理手続」の範囲について「金融機関等について行われる行政上の倒産処理手続…が実質的に日本の更生特例法上の手続に相当するものであれば、本手続の対象となる余地はあろう」³³と指摘しておられる。つまりは外国の銀行破綻処理手続がわが国の更生特例法や破産法に相当する場合には外国倒産承認援助法上の承認対象性を認めるが、預金保険法をはじめそれ以外に相当する場合には承認対象性を否定するというのが、その主張の骨子ではない

³⁰ 外国倒産承認援助法2条1項1号は、「外国倒産処理手続」という法律用語について、本文に示したとおりの定義規定を設けている。そのうえで、同法17条は、外国倒産処理手続が申し立てられている国に債務者の住所等がある場合に、当該外国倒産処理手続について承認の申立てができる旨を規定し、同法22条は、この申立てを受けて、裁判所が外国倒産処理手続の承認決定を行うための要件を規定している。

³¹ この点については、脚注19を参照。

³² 山本和彦『国際倒産法制』(商事法務、2002年)29-30頁。

³³ 山本・前掲(注32)25頁。

か、と考えられる。

また、森下哲朗先生も、外国倒産承認援助法が限定的な援助処分のメニューを提供するに止まっていることなどを理由に、「外国破綻処理措置の効力の承認が（外国倒産）承認援助法によって適切に実現され得ない」³⁴可能性を指摘しつつも、一般論として、外国の銀行破綻処理手続について外国倒産承認援助法上の承認対象性を肯定しておられると解される³⁵。

銀行破綻処理手続では、わが国の預金保険法102条1項3号に規定する第三号措置に見られるように、破綻銀行の実質国有化といった措置が講じられることがあるが、こうした国有化に類似する外国の銀行破綻処理手続について承認対象性を肯定しわが国裁判所が様々な援助措置を講ずるというのは、外国倒産承認援助法が想定していないケースであり、明らかに同法の枠組みを超える事案であろうと考えられる。さらには、承認が求められる「外国倒産処理手続」の定義と、これとの競合・調整が問題となる「国内倒産処理手続」の定義が、外国倒産承認援助法上同一である³⁶ことを踏まえると、同法上、外国の銀行破綻処理手続の承認が求められた場合であって、それがわが国の「国内倒産処理手続」に相当しないときには、当該手続を承認対象としないとの結論に至るものと思われる³⁷。

³⁴ 森下・前掲（注24）410頁。なお、本文中の丸括弧内の記載は本稿執筆者による補記である。

³⁵ なお、こうした森下先生の見解については、森下哲朗「国際倒産と銀行倒産」国際私法年報3号236頁以下（2001年）も参照。

³⁶ 外国倒産承認援助法2条1項1号が、承認対象とされる「外国倒産処理手続」を「外国で申し立てられた手続で、破産手続、再生手続、更生手続または特別清算手続に相当するもの」と定義していることは本文で既述したとおり。他方、同法57条以下で外国倒産処理手続の承認に当たり同手続との競合・調整が問題とされる「国内倒産処理手続」については、同法2条1項4号において、「日本国内で申し立てられた破産手続、再生手続、更生手続または特別清算手続」との定義が付されている。

³⁷ 仮に、「国内倒産処理手続」には預金保険法に基づく行政上の措置が含まれないにも拘わらず、承認対象である「外国倒産処理手続」の中にそれに相当する外国の措置を含めるとすれば、内国の手続よりも外国の手続を優遇すること

しかしながら、外国において、わが国の銀行破綻処理手続に見られるように、一般倒産法上の措置と預金保険法上の措置が密接に絡みながら相互に関連する形で進められている場合³⁸には、両者を分離して、外国倒産承認援助法上前者のみを承認して援助措置を講じるということが、果たして実効的になし得るか疑問である。確かに、こうした考えも理論上は成り立ち得るが、事実上一体的に機能している手続を分離してその一部について承認対象性を認め援助措置を講じたところで、それによって、外国の銀行破綻処理手続に対して実効性あるサポートを提供し得るかと言われると、なかなか難しいのではないと思われる。また、そもそも論として、こうした処理を可能とするためには、外国の銀行破綻処理手続を、承認対象性を有する箇所とそれ以外に分離しなければならないが、そのための基準を定立するのは實際上困難ではないかと思われる。「承認対象となり得るのは、日本の更正特例法上の手続に相当する外国の銀行破綻処理手続に限られる」と断じたところで、その相当性の判断基準をいずこに求めるのかによって、具体的な結論は大きく変わる可能性があるだろう。相当性の判断基準としては、例えば手続の開始に当たり司法当局の判断を要するか否かとか、根拠法が一般倒産法か否かというように幾つかの候補を想定することはできるが、外国法制の規定の仕方や具体的な事案の多様性といった要素も加わって、その基準の定立はかなりの難問ではないかと考える次第である。

(3) 国際民訴法上の承認ルート

従来よりわが国では、国際民訴法的アプローチによる外国倒産の内国効力承認ルートが提唱されてきたが、既述のとおり(3.(1)を参照)、こうしたアプローチは学説が提唱しているものであって、裁判実務で正

になり、不当である。

³⁸ わが国においても、預金保険法に基づき金融整理管財人による破綻処理手続が行われる場合であっても、破産法等の手続開始原因が存在し、利害関係人からの申立てがなされれば、破産法等の手続が開始されることになる。実際の事例でも、預金保険法の諸措置と並行して民事再生法に基づく手続が利用されるケースが通常である。

面からこれが認められた事案は未だ存在しない。もっとも、外国倒産承認援助法に基づいて、外国の銀行破綻処理手続を援助するにしても、それには一定の限界があるように思われる。外国倒産承認援助法が用意する援助措置のメニューは限られているほか、そもそも同法による援助措置が講じられるためには、その前提として、外国管財人による申立てという能動的な行為の存在を要する。こうしたことを考え合わせると、仮に上述の外国倒産承認援助法上の承認対象性に関する判断基準の問題(3. (2)を参照)がクリアできたとしても、常に同法に基づく共助ルートが有効に機能する確たる保証はないと考えるべきであろう。そうであるならば、国際的な銀行の破綻処理を念頭に置けば、国際民訴法的アプローチに沿って、外国でなされた国家行為について確定的な効力を承認していくことには、より重要な位置付けが与えられるべきではないか、と考えられる。すなわち、外国倒産承認援助法がかかる従来からの自動承認ルートを排除するものではない以上、銀行破綻処理手続に関しては、この国際民訴法的アプローチを活用することで、個別の具体的な措置についてその内国効力の承認を模索していくことが必要不可欠ではないかと考える次第である³⁹。

例えば、英米では、預金保険機構の子会社として承継銀行(ブリッジバンク)を設立し、破綻銀行の株式を含め事業一切をこの承継銀行に譲

³⁹ なお、執筆者がここで想定しているのは、外国の倒産手続において特定の当事者の権利義務関係の変動が生じた場合に、この個別の措置について内国効力を承認すべきか否かが争点となるケースである。倒産手続の中で多数の債権者の権利義務を一律に規律する局面について、これを個々の債権者に対応した裁判の集積体と捉えて、この個々の裁判につき国際民訴法上の承認を検討していくとする見解(「承認の個別化」)もあり得るが、執筆者自身はこうした形で国際民訴法上の承認を推し進めることが適当とは考えていない。倒産手続における承認の個別化を巡る議論としては、石黒一憲「国際私法と国際民事訴訟法との交錯(5)・(6完)－国際私法上の「法律行為」の「方式」をめぐる」法学協会雑誌97巻8号44頁以下(1980年)・97巻10号71頁以下(1980年)が先駆的な業績として挙げられる。森下・前掲(注35)258-259頁の注釈(28)およびそこで引用されている中西康「外国倒産承認論の理論的再検討」『京都大学法学部創立百周年記念論文集[第3巻]』(有斐閣、1999年)772頁以下を参照。

渡する命令を発出する場合がある⁴⁰。インターバンクでの貸付契約では、こうした事象 (change in control) はデフォルト事由に該当するとされ、貸付銀行には契約を直ちに終了させる権利が付与されることがあるが、先ほどの承継銀行への譲渡命令の中には、承継銀行の財務内容の悪化を防ぐための方策として、貸付銀行が有する、この契約終了権を制限する条項が盛り込まれることがある。この条項は破綻銀行と貸付銀行との契約の準拠法如何に拘わらず適用されるべき、いわば国際的強行法規である⁴¹が、もしわが国でこの条項に基づく個別の措置についてその内国効力を認めなければ、破綻銀行が保有する在日資産 (典型的には、邦銀等に対する預金債権) に対して貸付銀行が個別に執行を掛ける可能性がある。外国での銀行破綻処理手続を実効性あるものとするためには、貸付銀行の契約終了権を制限する条項に基づく個別の措置について内国効力を認めていくことが必要であるが、そのために外国倒産承認援助法が何をなし得るのかは定かではない。むしろ、こうした外国での破綻処理手続における措置を実効性あるものとするためには、国際民訴法上の承認ルートに沿って、当該条項に基づく措置の内国効力を個別に認めることが必要であろう。

なお、従前は、外国倒産承認援助法が制定されたことを以て、国際民訴法上の承認ルートが排除されるとする見解も提唱されていた⁴²が、私見はそうした立場ではない。外国管財人が新たに担当者を任命し直した場合に、管理命令の発出がない限り、外国管財人やこれら新たな担当者からの指図を一切受け付けないとする結論は現実的ではないだろう⁴³。特に銀行倒産のように公益の視点から迅速な処理が要求される局面では、管理命令の発出がない限り、外国管財人等の指図には従わないという対応は実務上困難な問題を引き起こすリスクがあると考えられる。ま

⁴⁰ ちなみに、わが国にも預金保険法91条に同様の制度がある。

⁴¹ C. Proctor, *The Law and Practice of International Banking* (Oxford Univ. Pr., 2010), § 11.45.

⁴² 松下淳一「国際倒産」櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選〔新法対応補正版〕』(有斐閣、2007年) 211頁。

⁴³ 森下・前掲(注35) 253頁。

た、米国では一般に、連邦倒産法304条の附帯手続による援助と国際礼譲 (comity) に基づく外国管財人による米国内での権限行使が並立するとされ⁴⁴、また英国でも、2006年の Cross-Border Insolvency Regulations による援助処分とコモンローに基づく裁判所による承認ルートがあるとされる⁴⁵など、共助枠組みと個別措置の効力承認とが併存していると考えられている。そうであれば、わが国において外国倒産承認援助法による援助措置と国際民訴法上の承認ルートの併存を提唱したとしても、比較法的に観ても違和感はないと思われる。

4. 国際銀行倒産に特徴的な問題

(1) 内国債権者の保護

特に、外銀が本国において破綻処理手続に付された場合には、わが国銀行法49条1項6号に基づき在日支店は内閣総理大臣にその旨を届ける義務を負い、同法50条に基づき在日支店の銀行免許が失効するほか、同法51条1項2号によれば、当該外銀の在日支店の在日財産について清算手続が必然的に開始されることになっている。これは内国債権者保護の観点から設けられた規定である。従って、日本に支店を有する外銀について本国で倒産手続が開始された場合には、通常並行倒産になると考えられるが、外国倒産承認援助法に基づき外国の銀行倒産手続を承認するにしても、あるいは国際民訴法上の承認ルートに拠るにしても、内国で在日支店について別途倒産手続が開始していれば、通常は外国の銀行倒産手続を承認しないだろうと考えられる（前者の場合には、外国倒産承認援助法57条1項3号）。森下哲朗先生は、かかる並行倒産の状況を念頭に置き、外国倒産承認援助法上の承認援助に関して、「援助により外国倒産手続に協力することによって内国債権者により多くの配当が得られる等の特段の事情がない限り、日本国内の債権者の利益を不当に侵害するおそれがあり基本的に許されないというべきである」⁴⁶としておら

⁴⁴ 貝瀬幸雄『国際倒産法と比較法』（有斐閣、2003年）161頁。

⁴⁵ C. Proctor, *supra* note 41, § 12.30ff.

⁴⁶ 森下哲朗「国際的な銀行破綻処理と預金保険制度」預金保険研究第9号10頁

れるが、この点については同先生の見解に賛同である。ただ、問題は何も並行倒産のケースに限られるわけではないであろう。邦銀が外銀に対して資金を貸し付けていたが、その外銀につき本国で破綻処理が開始し事業譲渡が行われた場合を想定してみたい。既に説明したところ（3.（3）を参照）であるが、貸付契約上邦銀に契約終了権が付与される一方で、外銀の本国当局が破綻処理手続の中で、邦銀のこの契約終了権に対して制限を課す命令を発出したとする。破綻した当該外銀につきわが国で破綻処理手続が開始していない状況において、貸付銀行である邦銀が当該外銀の在日資産に個別執行をかけて来たときに、わが国裁判所はこれを如何に取扱うべきであろうか。本国の命令に基づく個別措置について内国効力を承認したうえで、邦銀による個別執行を否定するかと言われれば、内国債権者保護との関係で難しい判断を迫られるだろうと思われる⁴⁷。

また、内国債権者の保護というのは何も銀行倒産に限った要請ではないが、多数の小口債権者（預金者）を国内に抱えているということは、銀行破綻処理において特徴的である。取付け騒ぎが生じることは国内市場の安定という視点、治安維持という視点からは政策当局にとってはどうしても回避したいことのひとつであろうと思われる。そうであれば、内国債権者の保護という要請は銀行倒産では殊更重視される考慮要素であると考えられるだろう。そして、内国債権者の保護という要請が、リングフェンスまたは並行倒産を誘発し、単一の倒産処理を妨げる要因になることも大いに有り得る。欧州連合では、「域内での単一銀行免許」「本国による単一倒産主義」「本国の預金保険による在外預金の保護」を掲げているが、そこでもこの問題がクローズアップされることになった⁴⁸。すなわち、アイスランドでは2008年9月に金融危機が生じたが、その時にアイスランドと英国との間で内国債権者の保護が外交上の問題にまで発展したのである。アイスランド政府は経営破綻に直面した Landsbanki の内国居住者の預金について全額保護する旨の声明を出したが、英国支

（2008年）。

⁴⁷ C. Proctor, *supra* note 41, § 11.45.

⁴⁸ C. Proctor, *supra* note 41, § 13.13-13.25.

店の預金者⁴⁹（預金量は45億ポンド）については預金保険の残高不足を理由に、その預金の保護について明確なコミットメントを表明しなかった。そこで英国政府は対抗措置として Landsbanki の英国所在の資産を凍結する命令を10月8日に発出したわけである。本国の預金保険制度が在外預金の保護を図るというルール（本国主義〔home country principle〕）を設けている欧州連合域内ですら、いざ問題が顕現化すれば、本国であるアイスランドが内国債権者の保護を優先する姿勢を示したという事実、そして英国が対抗的に資産凍結命令を発出したという事実は、本国における単一破綻処理の実現が如何に難しいかを物語っているように思われる。

（２）預金保険制度、中央銀行貸出

各国は預金保険制度を整備しており、銀行の破綻時には、優先的に資金援助を行うほか、最悪の場合には、ペイオフつまり預金の払戻しを行うことが予定されている。各国毎に預金保険の国際的な適用範囲は異なる⁵⁰が、いずれにしても、各国の預金保険機構が資金援助をした場合にはその貸金返還請求権を以て、またペイオフの場合には預金者に代位して預金返還請求権を以て、それぞれ他国の銀行倒産手続に参加することが想定される。ここで問題となるのが、こうした形で預金保険機構が他国の倒産手続に参加することを認めるのが適当か、という点である。

預金保険機構の行っていることは形式的に見れば、貸付であったり、保険代位であったり、商業ベースでも通常行われていることであり、また、政策的にも、預金保険機構が他国の倒産手続に参加するのを否定するのは、金融システムの安定を図るという預金保険機構の活動を制約することになるため、適当とは思えない側面がある。こうした観点から、預金保険機構による他国倒産手続への参加を肯定する見解が提唱されて

⁴⁹ Landsbanki 英国支店はインターネット上 Icesave という預金商品を販売していた。

⁵⁰ 例えば、日本は外銀の在日支店や邦銀の在外支店の預金は預金保険の対象に含まないが、欧州連合では本国主義を採っていて、例えば英国は同国の銀行の国内支店のみならず海外支店についても預金保険の対象とする。

いる⁵¹。しかしながら、預金保険機構が行う施策の原資には公的資金が投入されることがあり、必ずしも保険料ベースでの運営に止まることが担保されているわけではない。また一例であるが、米国の制度では、連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation) は破綻処理を遂行する機関であるほか、裁量により債権者平等原則を修正し自身に有利な配分決定を行う権限や破綻銀行の関連会社に当然に求償を行うことが出来る権限 (cross-guarantee 権限) を有するなど、同国における一般的な債権者と同等の地位にあると評価するのが困難な要素があるのも事実である⁵²。加えて、租税当局や社会保障当局がその請求権を以て外国の倒産手続に参加することには、日本のみならず、ドイツ⁵³や英国⁵⁴でも否定的な見解が示されている。ちなみに、EU 倒産規則39条 (改訂版 [Recast] では、53条および2条 (12) に相当) では、欧州連合加盟国の租税当局および社会保障当局に限って、外国倒産手続に参入することを許容しているが、こうした取扱いは立法により例外的に認められたものであり、かかる立法がない場合には否定に解するのが原則的な立場ではないかと考えられる。判断が難しい問題であることを承知したうえで、私見では、預金保険機構が貸金返還請求権等に基づき他国の倒産手続に参加することについても、これら公的債権と同様に否定的に解すべきものとする。

また中央銀行は、外銀が自国内に支店を有する場合に、国内金融市場の安定を確保するという観点から、この支店に対して流動性の供給を実施することがある⁵⁵。預金保険機構はその原資の多くを銀行からの保険

⁵¹ 森下・前掲 (注35) 251頁、同・前掲 (注46) 6頁。

⁵² 嶋・前掲 (注14) 81頁。

⁵³ BT-Drucks. 12/2443 vom 15.4.1992, Anlage 3, 269, die Stellungnahme des Bundesrates, BT-Drucks. 12/2443 vom 15.4.1992 Anlage 2, 260; E. Jaeger, Konkursordnung mit Einführungsgesetzen, 2 Halbband, 8. Aufl. (de Gruyter, 1973), Anm. 394 [G. Jahr]; I. F. Fletcher (ed.), supra note 28, 112f [H. Hanisch].

⁵⁴ S. Paterson/R. Zakrzewski (ed.), supra note 22, § 5.4.7 [S. Paterson]; Government of India v. Taylor [1955] AC 491; QRS 1 Aps v Frandsen [1999] 3 All ER 289.

⁵⁵ 中央銀行による流動性供給の概要については、嶋拓哉「セーフティ・ネット

料収入に頼るが、中央銀行による貸付の原資は公的資金であること、中央銀行の本質的な業務として通常認識されること、および中央銀行による貸付が市場の安定を図るという政策目的を有していること等から、その公的な性格が一段と強まる。そうしたことを踏まえると、中央銀行が貸付を実施した場合に、その返還請求権に基づき他国の倒産手続に参加し得るかという問題が起こり得る。形式的には、一般の銀行貸付と同じと言われればそのとおりではあるが、上述のとおり、中央銀行による貸付は市場の安定化を目的とした政策的な要素が強く、公的資金を原資としている以上、それに基づく外国倒産手続への参加については、預金保険機構の場合と同様に（あるいはそれよりも一段と）否定的に論じることが可能ではないかと考える。

（３）複合取引・結合取引の取扱い

銀行では、担保取引、相殺またはネッティング、証券化商品や covered bond に代表される資産担保証券などに見られるように、複数の契約がパッケージされる形で一つの金融取引・金融アレンジメントを構成することが多い。他方で、金融当局は銀行の破綻時に、その資産を good assets と bad assets に分離し、前者をブリッジバンクや健全な他の銀行に譲渡し、後者を破綻銀行に残存させるといった措置を講じることがある（これを「partial property transfer」と言うことがある）⁵⁶。例えば、邦銀が外銀に資金を貸し付け、その一方で借り手の外銀が日本に有する資産（日本の国債）を担保に供していたケースを想定しよう。その外銀の破綻処理に当たって、貸付債務はそのまま当該外銀に残存するが、担保差入れ資産である国債は他の銀行に譲渡されるとすれば、貸し手である邦銀は担保権による債権回収を行えなくなる惧れがある。この結論を

に関する国際倒産法上の一考察・４・完－国際的な法の相克下における預金保険制度の在り方を中心に－」貿易と関税1995年９月号70頁以下。

⁵⁶ partial property transfer の手法は元来米国の銀行破綻処理手続で活用されてきたが、近時では英国でも同様の制度を整備するに至っている。米国については嶋・前掲（注14）79-80頁、英国については C. Proctor, *supra* note 41, § 11.51 を参照。

認めるとすれば、もともと担保権の回収機能を当てにして取引関係に入った邦銀としては大きな痛手を被ることになるだろう。英国等では partial property transfer の実施に当たって、銀行債権者が有するこうした期待権 (protected interest) を保護する権限が財務省に付与されている⁵⁷が、一般論として、複合取引や結合取引において取引相手方が有する期待権 (その最たるものが物的担保等による債権回収への期待である) が十分保護されるかどうかは定かではない⁵⁸。仮に外国において、こうした複合取引・結合取引における内国債権者の期待権を毀損する形で破綻処理上の措置が講じられた場合に、その内国効力を認めるべきかが問題となり得る。先の例では、わが国において、貸し手である邦銀が、借り手である外銀から他の銀行に譲渡された資産について、担保権を実行しようと試みることが有り得るが、その場合に、わが国としては、この貸し手たる邦銀との関係において、外国でなされた partial property transfer の内国効力を認めず、当該資産が引続き破綻した外銀に帰属しているとして、担保権の実行を許容するという選択肢が有り得るだろう。これは、広い意味では既に論じた内国債権者の保護に関わる問題 (4. (1) を参照) であるが、銀行が関与する取引には “packaged arrangement” が多いことから、その取扱いには特段の注意を払う必要があると考えられる。

なお、当然のことではあるが、破綻処理法制が債権者の期待権を保護するための仕組みを備えているか否かは、その国の銀行の取引コストに影響することになりかねない。銀行破綻処理において債権者が有する回収への期待が十分保護されないとすれば、そうした法制を敷いている国の銀行との取引を敬遠したり、取引コストとして利息等に反映させる動

⁵⁷ Banking Act 2009, Section 47.

⁵⁸ この問題は、借り手銀行が設定した担保権がいわゆる floating charge である場合には、一層深刻である。floating charge の設定を受けた貸し手銀行の債権回収への期待を最大限保護するとすれば、partial property transfer の手法は事実上採用し得ないことになってしまうであろう。ただ、実際には銀行が floating charge を設定する事案は然程なく、現実の問題となることは滅多にないと考えられる。

きが出てくるはずである⁵⁹。そういうことになれば、自国の銀行の経営を圧迫することにもなりかねない。英国は2009年銀行法（Banking Act 2009）において初めて金融機関に特化した破綻処理手続を設けたが、その立法過程において、こうした政策的考慮が働き、銀行債権者の期待を保護するための措置が整備されるに至ったことは上述のとおりである。

（４）銀行間の集中的な資金決済

取付け騒ぎは一国内の治安維持や社会的不安の払拭にとって重大な関心事であるが、銀行間の資金決済を円滑に実施することは国際的なシステム・リスクの遮断にとって重要な意味を持つ。特に国際的な銀行は自国のみならず海外の市場や決済システムにも参加しているので、その決済の遅延は世界的な規模で金融不安を引き起こすリスクがある。わが国の更生特例法では、決済債務の弁済と預金の払戻しを、破産法等の一般法令に規定される個別的権利行使の禁止という原則⁶⁰の例外として位置付けている⁶¹し、多くの国でも金融不安の発生を抑えるために、同様の措置が講じられるのが通常である。従ってこの点に関する限りは、国際倒産法上の問題は少ないだろうと思われる。

国際倒産法そのものからは少し離れるが、ここでの課題は、参加銀行が破綻した場合でも銀行間の集中決済システムが円滑に機能する体制を構築することであろう。国際決済銀行では、参加銀行破綻時を想定して、集中決済機構における円滑な資金決済を確保するための枠組みが議論されてきたほか、欧州連合でも、1998年にファイナリティ指令⁶²が出され、それ以降も銀行破綻時における資金決済の円滑な実施に向けて様々な検討が進められている。また英国ではリーマン・ショックとその後に続くノーザン・ロック（Northern Rock）銀行の破綻を受けて、2009年銀行

⁵⁹ C. Proctor, *supra* note 41, § 11.52.

⁶⁰ 破産法100条、民事再生法85条1項、会社更生法47条1項。なお、伊藤・前掲（注10）225頁、846頁を参照。

⁶¹ 更生特例法402条、473条、513条。

⁶² Directive 98/26/EC of the European Parliament and of the Council of 19 May 1998 on settlement finality in payment and securities settlement systems, OJ L166/45 [1998].

法で銀行間集中決済の整備に関する規定が設けられた⁶³。参加銀行の破綻時であっても集中的な資金決済を肅々に行うためには、ロスシェア・ルール⁶⁴の発動や証券担保権の実行が円滑に行われる必要がある。特に証券担保権の実行との関係では、資金決済のファイナリティを迅速に確保すべきとの観点から、集中決済システムがすべての参加銀行から証券担保を受け入れるに当たって、これら担保権の準拠法を統一しておくことが強く要請されるだろう⁶⁴。

5. むすび

2001年のEU 銀行倒産指令⁶⁵では、欧州連合加盟国内で設立された銀行の倒産処理については、その本国にのみ専属管轄を認め、他の加盟国において別途倒産処理を行うことを認めていない。これは本国における単一免許主義、本国による在外預金の保護といったルールと平仄を合わせるものであって、欧州連合という極めて同質的な地域で適用可能な、いわばローカル・ルールと評価することが可能であろう⁶⁶。世界規模で見れば、バーゼル合意 (Basel Accord) では、プルーデンス監督は基本的には本国の監督当局に委ねられている⁶⁷が、免許は通常支店単位で付与されているし、在外預金に対する預金保険の適用も国によって対応は

⁶³ 英国では、2009年銀行法の第5章 (Part 5) において、中央銀行である Bank of England に資金決済システムに対するオーバーサイト権限を認め、円滑な決済を確保するための施策を講じることを要請している (C. Proctor, *supra* note 41, § 11.81ff.)。

⁶⁴ 資金決済におけるファイナリティ確保という問題と担保差入れ証券の権利の得喪に関する準拠法ルールとの関係について詳細を論じたものとして、嶋拓哉「資金決済におけるファイナリティ概念について－ファイナリティ概念の多義性を巡る法的検証」金融庁金融研究研修センター『FSA リサーチ・レビュー 2006』(2007年) 238-239頁を参照。

⁶⁵ EU 銀行倒産指令については、脚注16の説明を参照。

⁶⁶ 森下・前掲(注46) 8頁。

⁶⁷ P. R. Wood, *Regulation of International Finance* (Sweet&Maxwell, 2007), § 26-076.

区々である。このように国際的な銀行に対する監督権限が本国に集約されていない中で、EU 銀行倒産指令が規定するような本国専属管轄が実現する余地はないだろう。仮にそうした提案を行ったとすれば、自国金融市場の安定確保や自国債権者の保護という観点から、支店所在地国の監督当局が黙っていないはずである。

そうすると、国際的な銀行については、複数国で倒産手続が並行的に発生することは不可避である。そうした中、G20では Key Attributes 2014等において、銀行破綻処理制度として備えるべき特徴を纏め、各国に対してこれに沿って同制度の整備を要請する動きが活発化しているが、これは銀行破綻処理手続の標準型を示すことで、各国の制度の平準化を目指すものであろう。また同時に、国際的な破綻処理の枠組みとして、世界規模での単一の破綻処理手続の実施という道は当面は採らず、並行倒産の状態が生じることを前提として、「国際民訴法上の承認」と「共助としての援助措置」という二つのルートの整備を提唱する。この問題は国際銀行倒産法の問題に止まらないが、「国際民訴法上の承認」と「共助としての援助措置」という二つがどのような関係にあるのかを理論的に整理することは、正直難問である。本稿では、より具体的な事例設定を念頭に、これら二つのルートの関係にも着目して、国際的な銀行破綻処理の枠組みについて検討を進めてきたつもりであるが、まだまだ不明な点が少なくない。国際銀行倒産に関しては、実務における蓄積が乏しく、また現在に至るまで各国政策当局の間で見解が錯綜しており、あるべき法制やその制度的枠組みを巡って議論が収斂していないのが実情である。このため理論的にその全体像を把握することには困難を伴うが、一足飛びに抽象的な議論を行っても、そこから多くのものを得ることは難しいであろう。むしろ、今後とも、より多様かつ詳細な形で具体的事象を想定して、これら事象に対応する形で議論を行うことで、漸進的ではあるが全体像の構築に向けて検討を進めていくことが必要ではないか、と思われる。

(以 上)

(追記) 本稿は、2017年度国際法学会研究大会での報告内容を基に、こ

れに加筆修正を行い作成したものであり、科学研究費補助金(17K03379、15H01927) および公益財団法人 KDDI 財団2016年度調査研究助成による成果の一部である。関係者の皆様に謹んで謝辞を申し上げる。